

委託契約している施設以外で産後ケアを利用した方へ

R8 年度

里帰り先等で産後ケアを利用された場合など、委託契約している施設以外で産後ケアを受けた費用の一部を助成します。利用料から自己負担額（表1）を差し引いた額の助成を受けることができます。

【対象者】

産後ケアを利用した時点で、志免町に住民票がある方

【申請期限】

利用日から1年以内

【利用回数】

最大7日間

※志免町が契約している施設の利用と合わせて7日間になります。

※宿泊型／通所型／訪問型を組み合わせ、利用可能です。

※宿泊型は1泊2日を2日間、通所型と訪問型は1回利用を1日間とみなします。

【自己負担額】表1

サービスの種類		宿泊型	通所型	訪問型
料金上限	課税世帯	3,000 円/日	2,000 円/日	500 円/日
	町民税非課税世帯 生活保護世帯 ※1	0 円/日	0 円/日	0 円/日

【助成金額の上限】表2

サービスの種類		宿泊型	通所型	訪問型
料金上限	課税世帯	27,000 円/日まで	18,000 円/日まで	11,500 円/日まで
	町民税非課税世帯 生活保護世帯 ※1	30,000 円/日まで	20,000 円/日まで	12,000 円/日まで

※課税世帯の方が1泊2日で産後ケア（宿泊型）を利用した場合
自己負担額 $3,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 日} = 6,000 \text{ 円}$ は必ず自己負担となります。
利用額のうち、上限金額を超えた分は自己負担となります

【利用条件】

宿泊型	通所型	訪問型
<ul style="list-style-type: none">・10時～翌16時までの利用例：一泊二日の場合<ul style="list-style-type: none">一日目：2食（昼・夕）二日目：2食（朝・昼）計4食の提供あり・利用中の子を預けての外出は不可	<ul style="list-style-type: none">・10時～16時までの利用・1食（昼）の提供あり・利用中の子を預けての外出は不可	<ul style="list-style-type: none">・利用者の自宅まで助産師が訪問すること

【申請方法】

以下の必要書類を揃えて、母子保健係窓口で申請してください。

郵送で申請する場合は、申請書に必要事項を記入し、必要書類のコピーを同封して郵送してください。

必要なもの

- ・申請書（ホームページでダウンロード可能です。窓口で記入することもできます。）
- ・産後ケアを利用した施設の領収書及び明細書（窓口には原本を提出してください）
- ・母子手帳
- ・振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・本人確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ・決定通知書（利用前に申請が必要です）

問い合わせ先

母子保健係（志免町役場 子育て支援課）

☎ 092-935-1473

